平成２８年（フ）第１０２２号
堺市東区草尾605番地２　サンシャインハイツⅡ－305号、前住所堺市堺区市之町西２丁１番９－903号
債務者　足立　信二
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1433番地５
債務者　伊敷　幸敏
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６３０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目25番10号
債務者　赤坂　昭博
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０８号
名古屋市千種区京命２丁目11番５号　D’ｒｏｏｍ京命108号
債務者　岡本　達明
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２３号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番14号　コーポ櫂101号
債務者　藻寄　和宏
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　真弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
釧路市緑ケ岡３丁目１番121号　みどり１－121号
債務者　佐齋　周二
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２８０号
岐阜市菅原町３丁目16番地
債務者　河口　淳子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１００号
名古屋市港区寛政町３丁目14番地　スプリングエンブレス202号、従前の住所名古屋市港区春田野１丁目105番地の２
債務者　荒巻　一浩
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
岐阜市笹土居町３番地　（コートエバーグリーン　１Ａ号室）
債務者　小森　和郎
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６３４号
愛知県碧南市山神町１丁目49番地１
債務者　成瀬　郁香
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１９号
埼玉県春日部市西金野井54番地６　ヒカリコーポ202号
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県三郷市上口１丁目41番地６
債務者　水上　菊枝
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
埼玉県春日部市梅田１丁目７番18号　日向見荘205号
債務者　田代　　實
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
埼玉県所沢市東所沢２丁目36番地の17
債務者　櫻井亜希子（旧姓葛原）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６４号
埼玉県狭山市中央１丁目49番26－Ａ－201号
債務者　山上　衡威
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６５号
埼玉県所沢市上新井５丁目78番地の１　メルベイユフジ505
債務者　新海　敏夫
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６７号
埼玉県所沢市上新井５丁目78番地の１　メルベイユフジ505
債務者　三浦　りか
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部